

活性炭の入札談合に関する損害賠償請求訴訟の提起について

令和 5 年 6 月 1 日
南房総広域水道企業団

令和元年 11 月 22 日、公正取引委員会において、地方公共団体が浄水場等で使用する活性炭の販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令が行われました。

これを受け、当企業団の活性炭購入に係る契約に関与した 8 事業者に対し、令和 4 年 11 月 15 日付けで損害賠償請求通知書を発送いたしましたが、現在に至るまで支払がないため、訴訟により損害賠償を求めることとし、下記のとおり千葉地裁に提訴しました。

1 請求対象事業者

本町化学工業株式会社
フタムラ化学株式会社
大阪ガスケミカル株式会社
水 i n g 株式会社
株式会社クラレ
ダイネン株式会社
朝日汙過材株式会社
セラケム株式会社

2 訴訟提起日

令和 5 年 5 月 9 日

3 提訴による請求額

計 1 6 9, 3 1 3, 0 9 4 円及び遅延損害金（各代金支払日から損害賠償金支払済みまで年 5 分の割合による金員）

4 請求額の算定方法

損害賠償請求額は、談合対象契約時の支払額と談合対象契約以後の単価平均（平成 29 年度～平成 31（令和元）年度）にて得た額の差を損害額として算定した。

5 請求の根拠

民法第 709 条（不法行為による損害賠償）及び第 719 条第 1 項（共同不法行為者の責任）

6 提訴裁判所

千葉地方裁判所

【参考】

排除措置命令及び課徴金納付命令の詳細は「公正取引委員会ホームページ」を参照

https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/nov/191122_1.html